平成２６年（フ）第１９８４号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目９番６号　レオパレス南湖102号
破産者　鈴木　昌一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３８号
新潟市西区山田754番地１　間借家３号棟、前住所新潟市西区鳥原3697番地18
破産者　本図　　茂
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６１号
新潟市西区立仏1043番地
破産者　石栗　孝雄
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
新潟県十日町市巳甲49番地１
破産者　庭野　康成
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
新潟県柏崎市新橋14番５号
破産者　相沢　康子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
金沢市入江２丁目28番地１　第一ビル602号、従前の住所金沢市西念２丁目１番14号
破産者　及川　　卓
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
静岡県下田市六丁目38番７号
破産者　戎野　啓二
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１０８号
愛知県江南市東野町七社宮８番地
破産者　長谷川裕司
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６４号
滋賀県東近江市中小路町553番地９　ルネスベルドミール201号、前住所滋賀県湖南市菩提寺北１丁目７番９号
破産者　富永　昌佳
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５４号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟102、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　102、前住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟103
破産者　第二天宝こと　田内　**敬**三
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第６６５号
広島市佐伯区五日市１丁目12番20―305号第２中村ビル、申立時の住所広島市佐伯区八幡１丁目３番12号
破産者　香田　元晴
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１９号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム３丁目４番14号
破産者　坂田　栄一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６１号
福岡市西区内浜１丁目16番25―411号
破産者　柴戸　英次
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０４号
鹿児島県枕崎市旭町17番地、住民票上の住所熊本市南区田井島１丁目８番18号
破産者　田野尻辰彦
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８０１号
福岡市東区多々良２丁目48番19号
破産者　今田　節子
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１９号
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ａ―101
破産者　林　　忠幸
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９６号
福井県あわら市花乃杜３丁目31番２号
破産者　岩佐　典剛
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係